資料１０

１０－１　外来生物問題認知度調査の概要について

１．調査目的

外来生物法の適正な執行などの外来生物対策には、広く一般に対して外来種問題に関する普及啓発を行うとともに、理解・協力を求めることが不可欠なことから、外来種問題に関する認知状況について継続的に把握し、外来生物法の施行状況の検討の基礎的資料とするとともに、より効果的な普及啓発を推進していくことを目的として、平成２２年度から調査を行っている。

２．調査方法

本調査は、速報性が高く簡便なインターネットを用いたアンケート調査を一般の男女を対象（詳細は下記に記載）に実施した。

（調査時期）各年とも、１月前半

（調査内容）

ア　設問数	10問（うち４問は属性に関する設問）
イ　回収数	H22：1100件、H23：1036件
ウ　調査地域	全国
エ　対象	中学生以上～７0代以上の男女（無作為抽出）＊

＊調査対象者は、性別・年齢別（10 代から 70 代以上を 10 才刻みとする合計７区分）の計 14 のセグメントについてほぼ均等となるように配慮した。

＊認知状況について継続的に把握するため、「外来種（外来生物）の認知度」「外来生物法の認知度」「どこで外来生物法を知ったか」の３問は各回の調査とも共通の質問とし、より詳細な認識を問う質問を３問それぞれ各回内容を変えて行った。

３．調査結果

（１）単純集計結果

■各年共通

問１～問４（セグメントの均等性）

回答者の属性を調べるための質問のため、結果は省略。

問５（外来種・外来生物の認知度）

平成 22 年度、23 年度調査とも、各回答の割合はほぼ同様となった。外来種・外来生物の意味を知っていると答えた者が約７割おり、外来生物という言葉自体は普及しつつある。知らないという者は１割に満たなかった。

		H22	H23
		実数（%）	実数（%）
全体		1100（100）	1036(100)
01	意味を知っている	738（67）	666(64)
02	聞いたことがある	321（29）	334(32)
03	知らない	41（4）	36(4)

問６（外来生物法の認知度）

平成 22 年度、23 年度調査とも、各回答の割合はほぼ同様となった。外来生物法の意味を知っていると答えた者は２割に至らなかった。また、法律名を聞いたこともない（知らない）者の割合が最も多く５割程度だった。

		H22	H23
		実数（%）	実数（%）
全体		1100（100）	1036（100）
01	内容を知っている	176（16）	122（12）
02	聞いたことがある	396（36）	391（38）
03	知らない	528（48）	523（50）

問７（どこで外来生物法を知ったか）

平成 22 年度、23 年度調査とも、各回答の割合はほぼ同様となった。報道機関・メディアの影響で外来生物法を知るに至ったという回答が最も多かった。その一方で、公共機関（環境省や自治体）及び学校を通じた普及啓発の効果は低いことが示唆された。

		H22	H23
		実数（%）	実数（%）
全体		572（100）	513(100)
01	環境省からの情報発信	65（11）	50(10)
02	県・市からの情報発信	49（9）	41(8)
03	空港および港湾での掲示	49（9）	49(10)
04	本・雑誌などの書籍	123（22）	110(21)
05	インターネットサイト	153（27）	142(28)
06	新聞やテレビなどの報道機関	421（74）	405(79)
07	学校や授業の中で	51（9）	45(9)
08	その他	11（2）	10(2)

＊上記設問で知っていると答えた方に限る

＊複数回答可とした

■H22 年度

問８（深刻だと思う日本の外来生物問題）

自然生態系への影響について深刻だと感じている者が９割以上を占めていた。

		実数（%）
全体		1059（100）
01	日本の生態系や在来の生物が被害を受けている	984（93）
02	農林水産業が被害を受けている	578（55）
03	人の身体や生命が被害を受けている	349（33）
04	生活環境や文化財などが被害を受けている	406（38）
05	そもそも深刻な問題とは感じない	28（3）

＊複数回答可とした

問９（外来生物問題対策についての考え方）

外来生物は全て又は有害な場合に駆除した方が良いという意見が約７割を占めていた。

		実数（%）
全体		1100（100）
01	外来生物はすべて駆除するべきである	114（10）
02	有害な外来生物は駆除したほうがよい	730（66）
03	国立公園等優れた自然が残された地域だけで駆除をおこなえばよい	21（2）
04	有害な外来生物であっても、命あるものは駆除しないほうがよい	20（2）
05	外来生物は駆除するべきではない	4（0）
06	ペットや食料等として必要であっても外来生物は輸入すべきでない	131（12）
07	わからない	73（7）
08	その他	7（1）

問 10（11 枚の写真を元に、どれが外来生物であると思うかを問う知識問題）

認知度が高い外来生物はブラックバス・アメリカザリガニ・ジャンボタニシであり、逆に認知度が低い外来生物はウシガエル・ホテイアオイ・ニジマスだった。アライグマも約半数の者が外来生物として認知していない状況であった。

＊問 10 で示した写真の生物は以下のとおり（在来種としてキタキツネも含めている）；
アライグマ、キタキツネ、ウシガエル、ミドリガメ、アメリカザリガニ、ホテイアオイ、ニセアカシア、ブラックバス、ニジマス、ヒアリ、ジャンボタニシ

■平成 23 年度

問８外来種問題の主な原因と思うものは何か

最も多く外来種問題の原因として選択されたのが、「ペットの無責任な飼養」で全体の約７割の人が選択した。次いで、「生物の非意図的な導入」が約６割、「事業者による飼養外来生物の不適切な管理」が約５割であった。「外来種がいろいろな産業で利用されていること」と回答した者は２割に満たなかった。傾向として、自らの生活を含めて社会・経済的な活動と外来種問題を結びつけるよりも、特定の者や特定の行動が外来種問題の背景になっていると考えられていることが示唆された。

		実数（%）
全体		1036（100）
01	生物が生きたまま輸入されていること	408（40）
02	外来生物（外来種）がいろいろな産業で利用されていること	169（16）
03	事業者が飼養している外来生物（外来種）を適切に管理しないこと	559（54）
04	盛んな物流により、生物が、意図せずに貨物や人等に混じって移動してしまうこと	652（63）
05	ペットを無責任に飼うこと	745（72）
06	善意で野外に動物を放ったり、植えたりすること	386（37）
07	その他	10（ 1）
08	特に問題は無い	21（ 2）

＊複数回答可とした

問９（外来種問題に対して今後どのような取組を重要と思うか）

最も多く今後の取組として重要と選択されたのは、「検疫の強化」で全体の６割を超えた。ついで、「教育・普及啓発の強化」が５割超、「新たな外来種を輸入できないように規制を強化する」が約５割だった。水際対策の強化や普及啓発が重要と考える割合が高いことが分かった。また、「国内由来の外来種の移動の規制」や「飼養の管理強化」といった国内での規制強化に係る選択肢を選択したのは、それぞれ約２～３割程度で、より水際対策の強化を重要と考える人が多いことが示唆された。

防除に関する設問の選択肢は、輸入・飼養等の規制に関する選択肢に比べ、選択される割合が低い傾向となった。広域に定着した場合の防除の選択的・集中的な実施に関しては「駆除をあきらめる」「優れた自然地域だけで実施」「農林水産業被害や人体への被害が現れている場合」ともに１割に満たなかった。また、駆除のコストに対してとるべき方針としては、「国等の行政機関がより多くの予算で強力に進める」よりも「国民や企業などの参加を促す」がやや高い回答を得たが、いずれも３割前後であった。

		実数（%）
全体		1036（100）
01	日本には新たに外来生物（外来種）を輸入できないよう、規制を強化すべき	507（49）
02	日本に輸入される貨物に外来生物（外来種）が混入しないよう、検疫を強化すべき	677（65）
03	国内であっても生息域外に生物を移動することを規制すべき	358（35）
04	有害な外来生物（外来種）の生息数が増えても、管理下の飼養は認め、適切に管理するよう指導を強化するべき	238（23）
05	有害な外来生物（外来種）であっても、国内に広く定着してしまった場合は、駆除に大変なコストがかかるので駆除をあきらめるべき	23（ 2）
06	有害な外来生物（外来種）であっても、国内に広く定着してしまった場合は、優れた自然が残された地域だけで駆除を行えばよい	79（ 8）
07	有害な外来生物（外来種）であっても、国内に広く定着してしまった場合は、農林水産業被害や人体への被害が出ている地域だけで駆除を行えば良い	91（ 9）
08	外来生物（外来種）の駆除はコストがかかるので、より広く国民や企業などの参加を促すべき	354（34）
09	外来生物（外来種）の駆除はコストがかかるので、国等の行政機関がより多くの予算で強力に進めるべき	265（26）
10	外来生物（外来種）に関する教育や普及啓発を活発に行うべき	560（54）
11	その他	15（ 1）
12	取組の必要はない	24（ 2）

問１０（外来種問題に対して自ら実施・参加できそうだと思う取組は何か）

最も多く、自ら実施・参加できそうだと思う対策として選択されたのは、「ペットの責任ある飼養」、ついで「国内に有害な外来種を持ち込まないように気をつける」でいずれも７割を超えた。「駆除活動に参加する」「外来種についての勉強会や講演会に参加する」はいずれも１割強と全体の中でも低い割合だった。１割に満たないが、「自ら実施・参加する気はない」との回答もあった。

全体の傾向として、外来種の導入に対して注意を払うことや、外来種を見つけたら通報するといった日常生活の中で心がけることについて高い割合で実施できそうだと思っている一方で、直接駆除活動や勉強回等に参加するといった自ら積極的に活動を行うことについては低い割合を示した。

		実数（%）
全体		1036（100）
01	国内に有害な外来生物（外来種）を持ち込まないように気をつける	747（72）
02	ペットは野外に放ったり、逃げ出さないように責任を持って飼うようにする	771（74）
03	生息域外に生物を移動しないように気をつける	386（37）
04	自治体や民間団体等で行っている外来種の駆除活動にボランティアとして参加する	146（14）
05	日常生活の中で外来生物（外来種）を見つけたら、できる限り駆除する	237（23）
06	地域で、これまで見たことがなかった外来生物（外来種）を見つけた場合は、市町村等に通報する	474（46）
07	外来生物（外来種）について本やインターネット、テレビ等で知識を身につける	456（44）
08	外来生物（外来種）についての勉強会や講演会に参加する	134（13）
09	家族や友人に、外来生物（外来種）の問題について教えてあげる	232（22）
10	その他	4（0.4）
11	自ら実施・参加する気はない	61（ 6）

（２）クロス集計の主な結果

職業別

・各回の調査とも、主婦（夫）層で外来種・外来生物の「意味を知っている」と回答した者は約５割と最も低かった。
・各回の調査とも、大学生、会社員の各層は、外来生物法を知らないと回答した者が５割を超えていた。
・各回の調査とも、農林漁業者は、外来生物法の内容を知っていると回答した者が３割弱であり、全体の平均を上回り、高い割合を示した。
・外来生物法の認知経路のうち、「環境省からの情報発信」「県・市からの情報発信」と回答した者については、各回とも全体の中でも少ない割合だったが、特に中学生・高校生・大学生については概ね１割に満たず、平均を下回って特に低い割合を示した一方で、公務員は平均を上回り、２割弱～３割程度と比較的高い割合を示した。

性別・年代別

・外来種・外来生物を知らないとの回答について、男性では 20 代、女性では 10 代が、各回の調査ともそれぞれの性別中で最も高い割合（１割弱～１割程度）を示した。全

層を通しては各回とも女性の 10 代が最も多かった。
・外来生物法を知らないとの回答について、男性では 20 代、女性では 10 代が各回の調査ともそれぞれの性別中で最も高い割合（約６割～７割程度）を示した。
・外来生物法の認知経路について、各年とも最も高い割合を示したのが「新聞・テレビなどの報道機関」次いで、「インターネットサイト」「書籍」であり、「報道」「書籍」については比較的年齢が高くなるにつれて割合が上がったのに対し、「インターネットサイト」は年齢が高いと割合が下がる傾向を示した。
・自ら参加出来そうと考える外来種問題に対する取組については、概ねどの項目についても 60 代、70 代以上が他の年代より比較的高い割合での回答を得た。特に、「出来るだけ駆除する」については４割前後（平均 23%）、「駆除活動にボランティア参加」については２割以上（平均 14%）、「外来種を見つけたら通報する」は６割以上（平均 46%）であった。

地域別

・農林水産業被害を深刻と感じていると回答した者の割合は九州では６割を超え、文化財被害を深刻だと感じていると回答した者の割合は近畿では約５割あり、それぞれ最も高かった。
・外来生物を全て駆除するべきと回答した者は、関東以北の各地域で１割以下であったのに対し、関西の各地域では１割を超えた。
（注）都道府県別の回答数は、最大で 164、最小で３と開きがある。

４．考察

・外来種・外来生物の意味を知っていると回答した者の割合に比べ、外来生物法の内容を知っていると回答した者の割合は少なかった。また重要な取組として普及啓発を挙げる割合も高かったことから、法の適正かつ効果的な執行のためには、外来生物法についてより一層の普及啓発が求められる。
・外来生物法について報道機関から知ったと回答した者が７割を超え、報道機関による影響の大きさが改めて示唆された。一方で、環境省や行政等による情報発信はそれぞれ１割程度であり、機会を捉えてより積極的に情報発信をしていくことが外来生物法の認知度を上げるために必要である。
・男性は 20 代、女性は 10 代及び 30 代の外来種や外来生物法に関する認知度が低く、外来生物問題をより社会に浸透させるためには、学生も含めた若年層に対して普及啓発を図っていく必要がある。
・アライグマをはじめ、具体的にどの生き物が外来生物であるかの認知度は未だ十分ではないことが示唆された。外来種問題の要因も含め、より身近な問題や具体的な事例を提示しながら情報発信していくことが効果的と考えられる。
・近畿地方以西では外来種による被害も認知されており、防除に対して他の地域より比較的強い意識があると考えられる。
・外来種問題への重要な取組としては、国内での駆除や適切な管理を呼びかけるよりも、輸入規制や検疫強化といった、「国内に入れない」取組が特に求められていた。また、活発な教育・普及啓発の必要性も示唆された。
・「駆除に国民・企業の参加を促すべき」とする回答は３割以上見られたが、一方で、自ら出来そうな取組として「駆除活動へのボランティア参加」を挙げた割合は低く、対策の呼びかけについては、ペットの適正飼養等身近なことを中心に呼びかけることで協力を得られると考えられた。

１０－２　学習指導要領における外来種の取扱

- 平成２０年３月に中学校の学習指導要領を、平成２１年３月に高等学校の学習指導要領を改訂し、外来種については高等学校から中学校で学ぶ内容に移行した。
- 中学校における外来種の取扱いについては、学習指導要領が全面実施される平成 24 年度から学習する予定であるが、学校によっては学習しているところもあると考えられる。
- 外来種に係る授業の視察を文部科学省は行っていないため、授業の実態はつかめていない。
- 総合的な学習の時間において、環境に関する学習を行う中で、ブラックバスやブルーギル、アメリカザリガニなどの外来種について取り上げている学校もある。

新学習指導要領内容の抜粋

小学校・・

【総合的な学習の時間】

第３　指導計画の作成と内容の取扱い

１　指導計画の作成に当たっては，次の事項に配慮するものとする。

（５）学習活動については，学校の実態に応じて，例えば国際理解，情報，環境，福祉・健康などの横断的・総合的な課題についての学習活動，児童の興味・関心に基づく課題についての学習活動，地域の人々の暮らし，伝統と文化など地域や学校の特色に応じた課題についての学習活動などを行うこと。

中学校・・

【理科　第２分野】

第２　各分野目標及び内容

１　目標

（４）生物とそれを取り巻く自然の事物・現象を調べる活動を行い，これらの活動を通して生命を尊重し，自然環境の保全に寄与する態度を育て，自然を総合的に見ること

ができるようにする。

２　内容
（７）自然と人間
自然環境を調べ，自然界における<u>生物相互の関係や自然界のつり合い</u>について理解させるとともに，**<u>自然と人間のかかわり方について認識を深め，自然環境の保全と科学技術の利用の在り方</u>**について科学的に考察し判断する態度を養う。

ア　生物と環境
（ア）自然界のつり合い
微生物の働きを調べ，植物，動物及び微生物を栄養の面から相互に関連付けてとらえるとともに，**<u>自然界では，これらの生物がつり合いを保って生活している</u>**ことを見いだすこと。
<u>（イ）自然環境の調査と環境保全</u>
身近な**<u>自然環境について調べ，様々な要因が自然界のつり合いに影響していることを理解する</u>**とともに，**<u>自然環境を保全することの重要性を認識する</u>**こと。

３　内容の取扱い
（８）内容の（７）については，次のとおり取り扱うものとする。

ア　アの（ア）については，生態系における生産者，消費者及び分解者の関連を扱うこと。その際，土壌動物にも触れること。

イ　アの（イ）については，生物や大気，水などの自然環境を直接調べたり，記録や資料を基に調べたりするなどの活動を行うこと。また，地球温暖化や**<u>外来種</u>**にも触れること。

【総合的な学習の時間】

第３　指導計画の作成と内容の取扱い

１　指導計画の作成に当たっては，次の事項に配慮するものとする。
（５）学習活動については，学校の実態に応じて，例えば国際理解，情報，**<u>環境</u>**，福祉・健康**<u>などの横断的・総合的な課題についての学習活動</u>**，児童の興味・関心に基づく課題についての学習活動，地域の人々の暮らし，伝統と文化など地域や学校の特色に応じた課題についての学習活動などを行うこと。

高等学校・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

【理科】

第６　生物基礎

２　内容
（３）生物の多様性と生態系

生物の多様性と生態系について観察、実験などを通して探究し、生態系の成り立ちを理解させ、その保全の重要性について認識させる。

ア　植生の多様性と分布
（ア）植生と遷移
（イ）気候とバイオーム

イ　生態系とその保全
（ア）生態系と物質循環
（イ）生態系のバランスと保全

ウ　生物の多様性と生態系に関する探究活動

＜高等学校学習指導要領解説理科編＞

生態系のバランスについては，生態系は常に変動しているが，変動の幅は一定の範囲内に保たれていることを扱う。また，人間の活動による影響については，外来生物の移入や森林の乱伐などによって生態系が攪乱され，生物の多様性に変化がみられた例について，科学的なデータや根拠を示して生態系の保全の重要性を理解させることが考えられる。

【総合的な学習の時間】

第３　指導計画の作成と内容の取扱い

１　指導計画の作成に当たっては，次の事項に配慮するものとする。
（５）学習活動については，地域や学校の特色，生徒の特性等に応じて，例えば国際理解，情報，環境，福祉・健康などの横断的・総合的な課題についての学習活動，生徒の興味・関心，進路等に応じて設定した課題について知識や技能の深化，総合化を図る学習活動，自己の在り方生き方や進路について考察する学習活動などを行うこと。

文部科学省 HP（新学習指導要領（本文、解説、資料等）より抜粋
(http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/new-cs/youryou/chu/index.htm)

１０－３　環境省による普及啓発の取組

環境省の実施した外来生物法に関する普及啓発事業について以下に取りまとめた。

外来生物問題に係る普及啓発の方法

分類	主対象	主に伝える内容	これまでに実施した例
全般	国民全般	・外来生物問題 ・外来生物法の概要、規制内容及び防除関係の制度	【直接的手法】 ・一般向けパンフレット・ポスター等の作成・配布 ・新聞等の出版物に寄稿、政府広報オンライン ・外来生物法のホームページの開設 ・防除に係る講習会 【間接的手法】 ・外来種問題認知度の調査 ・マスコミへの情報提供 ・外来生物対策に貢献している者への環境大臣表彰 ・地域における防除の取組（防除モデル事業等）
	学校		【直接的手法】 ・小中学校における総合学習等のカリキュラムとしての外来種に係る出張授業 【間接的手法】 ・教育委員会経由の学校宛て事務連絡送付
	関係行政機関（自治体）	・外来生物法の概要、規制内容及び防除関係の制度 ・外来生物法に係る協力事務の依頼	【直接的手法】 ・関係行政機関宛て事務連絡送付 ・自治体担当部局参加の会議における説明
飼養	関係（飼養）業者 ※とりわけセイヨウオオマルハナバチを扱う農家	・外来生物法の概要及び規制内容（例：特定外来生物の飼養等の原則禁止） ・外来生物法に基づく飼養等許可の手続きの仕方	【直接的手法】 ・特定のパンフレット等の作成・配布 ・業界専門誌等の出版物に寄稿 ・業界向け説明会・勉強会における説明・講演 【間接的手法】 ・業界団体経由の業者宛て事務連絡送付 ・飼養等の実態調査
	動植物園		【間接的手法】 ・動植物園の全国的組織への情報提供及び同組織を通じての各動植物園宛て事務連絡送付
	ペットを持つ個人		【直接的手法】 ・特定のパンフレット等の作成・配布 ・ペット愛好家向け出版物に寄稿
輸入	輸入業者	・外来生物法の概要及び規制内容（例：特定外来生物の輸入の原則禁止）	【直接的手法】 ・特定のパンフレット等の作成・配布 ・業界向け説明会・勉強会における説明・講演 【間接的手法】 ・業界団体経由の業者宛て事務連絡送付
	旅行客等の個人		【直接的手法】 ・特定のパンフレット等の作成・配布 【間接的手法】 ・植物防疫所や税関を通じた指導・注意喚起
運搬	運送業者	・外来生物問題（特に非意図的運搬に係る問題）	【直接的手法】 ・特定のパンフレット等の作成・配布 ・業界向け説明会・勉強会における説明・講演 【間接的手法】 ・業界団体経由の業者宛て事務連絡送付

外来生物対策室作成資料

平成 18 年度以降に環境省外来生物対策室で作成し、関係機関等へ発送した主な資料は以下のとおり。
現在も、改訂、増刷して地方環境事務所等や地方公共団体などへ配布し、普及啓発に努めている。

リーフレット

■平成 18 年～

輸入業者向け（日本語）最新　【平成 23 年度改訂】

一般者向け（日本語）最新　【平成 23 度改訂】

輸入業者向け（英語）最新　【平成 23 度改訂】

釣りの方向け（日本語）最新　【平成 22 年度改訂】

ポスター

■平成 18 年～

外来生物飼育販売禁止
ポスター

輸入関係ポスター

■平成 19 年～

上海ガニ持ち込み禁止

パンフレット

■平成 18 年～

外国からやってきた
生きものたち（子供用）

■平成 21 年～

ストップ・ザ・ヒアリ

侵略的外来種（ＣＢＤ事務局
作成パンフレットを和訳）

下敷・チラシ

■平成 18 年～

特定外来生物図鑑（下敷き）

捨てないで「クワガタ・カブト」（チラシ）

地方環境事務所等作成の資料類一覧

作成事務所	タイトル
北海道地方環境事務所	大雪山の生きものと外来生物
	セイヨウオオマルハナバチの情報提供のお願い
釧路自然環境事務所	ウチダザリガニリーフレット
東北地方環境事務所	東北地方の外来生物について
中国四国地方環境事務所	カワイ～。キレイ～。だけでいいの？
	特定外来生物アルゼンチンアリ
	特定外来生物オオキンケイギク
	特定外来生物セアカゴケグモ
	特定外来生物アライグマ
	外来生物を飼う前に・育てる前に
九州地方環境事務所	セイヨウオオマルハナバチは、「特定外来生物」なんです！！
	特定外来生物アライグマ
	オオキンケイギクは「特定外来生物」です！
那覇自然環境事務所	そとから島にきた生きものとものもと島にいる生きもの
	やんばるのマングース対策
	やんばるのマングース対策　筒わな（捕殺式わな）の導入

ポスター

関東地方環境事務所作成ポスター
「外来生物の輸入に注意！」

パンフレット

北海道地方環境事務所作成パンフレット
「大雪山の生きものと外来生物」

政府広報オンライン

・身近な生態系が危ない！　外来種、知ってますか？（2004 年３月号）

・入れない、捨てない、拡げない　日本固有の生態系を守る「外来生物法」（2005 年５月号）
・徳光＆木佐の知りたいニッポン！～いのちのつながり　『生物多様性』とは？（2010 年 10 月）
http://nettv.gov-online.go.jp/prg/prg3850.html

外来生物対策室によるシンポジウム

- ✧ 2004. 8.29. 国際シンポジウム「外来生物法の制定と有効な対策の推進」
- ✧ 2007.10.28. 地球環境研究総合推進費シンポジウム『日本にやってきた外国の生き物たち-外来種問題から見た生物多様性の危機-』
- ✧ 2008.10.28-30. 国際シンポジウム「侵略的外来哺乳類の防除戦略～生物多様性の保全を目指して～」（CSIAM2008）
- ✧ 2009. 5.22. 国際生物多様性の日シンポジウム 2009「外来種の来た道、行く道」
- ✧ 2010.10.20-21. ＣＯＰ10 サイドイベント「食べて考える、外来種ワークショップ」
- ✧ 2010.10.23. ＣＯＰ10 サイドイベント「見て、聞いて、考えよう！外来種ワークショップ」
- ✧ 2010.12.17. ＣＯＰ10 関連イベント

ＣＯＰ10 サイドイベントチラシ

外来生物対策室によるその他の取組事例

- ✧ 2009.10.　（財）日本環境衛生センター主催　公開講座「生活環境周辺の外来生物の現状と今日的課題」における「我が国の外来種対策」の説明
- ✧ 2010. 3.　日本観賞魚振興事業協同組合開催コンファレンスにおける外来生物法等の説明（２回：東京及び大阪）
- ✧ 2010. 7.　月刊ペット・ページにおける「観賞魚の不法投棄と『外来生物法』」寄稿
- ✧ 2010. 7.　（財）日本鳥類保護連盟機関誌７月号における「特定外来生物である外来鳥４種の現状」寄稿
- ✧ 2010. 8-9. 中国四国地方環境事務所主催　外来生物対策シンポジウム「みんなで防ごう！生物多様性第３の危機！！」における「外来生物と外来生物法」の説明（２回：香川及び広島）
- ✧ 2012. 2.　スルガ銀行主催 d-log d-labo talk & creative session　において「外国からやってきた生きものたち」として講演
- ✧ 2012. 3.　貿易実務ダイジェストにおける「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律により規制される輸入手続きの概要」寄稿
- ✧ 2012. 4.　大阪税関関西空港支署の研修における外来生物法に関する講演

地方環境事務所等によるその他の取組事例（平成 22 年度以降の例）

- ✧ 2009 以降毎年６月の「くしろエコ・フェア」において「ウチダザリガニ等の外来生物問題についての普及活動」として、普及活動を展開（釧路自然環境事務所）
- ✧ 2009～2012.3　九州各地でアライグマ防除に関する講習会などを実施（九州地方環境事務所）
- ✧ 2010. 5. 愛媛県主催「生物多様性キャラバンセミナー」における説明（中国四国地方環境事務所）
- ✧ 2010. 8. 特定外来生物防除推進セミナー開催（２回：別海町、標茶町）（釧路自然環境事務所）
- ✧ 2010. 8-11. 外来生物対策シンポジウム・キャラバン「みんなで防ごう！生物多様性第３の危機！！」開催（中国四国地方環境事務所）
- ✧ 2010.10. DVD「特定外来生物の分布拡大防止に向けて　～北海道の現状と防除の取り組み（道東編）～」作成（釧路自然環境事務所）
- ✧ 2009. 7.、2010.7.、2011.7. やんばるニュースレターにてマングース防除事業の紹介（やんばる自然保護官事務所）
- ✧ 2010. 8. 日本鳥類保護連盟『私たちの自然 2011 年 8・9 月合併号』における「ヤンバルクイナの保護について」寄稿でのマングース防除事業の紹介（やんばる自然保護官事務所）
- ✧ 2010-　グリーンアノール対策による昆虫類回復の成果報告を目的として、アノール防除地区（母島新夕日ヶ丘地区）における昆虫類観察会等を開催（小笠原自然保護官事務所）

- ✧ 2010、2011―GTF「グリーンチャレンジ」小笠原の世界自然遺産の価値と今ある危機として、特定外来生物種を含む外来種問題及び環境省、他の取組事例を紹介（関東地方環境事務所）。
- ✧ 2010～2012-小笠原の生態系への外来種の影響、新たな外来種の侵入や既に侵入している外来種の拡散防止対策のため、「私たちが出来ること」を主眼におき、旅行者向けセミナーや定期船運航会社、海運業者を対象に民間と協働しながら普及啓発を官民連携で実施（小笠原村、東京都、林野庁、関東地方環境事務所、定期船運航会社、海運業者など）。
- ✧ 2011. 1. 「COP10 と外来生物防除活動の報告会」開催（釧路市）（釧路自然環境事務所）
- ✧ 2011.7～2012.3　平成 23 年度藺牟田池オオクチバス等防除普及事業により、捕獲技術講習会、実技指導の実施（8 回：薩摩川内市）（九州地方環境事務所）
- ✧ 2011. 9. 特定外来生物防除推進セミナー開催（２回：標茶町）（釧路自然環境事務所）
- ✧ 2011. 9. 環境省ヤンバルクイナ飼育・繁殖施設紹介 DVD のなかでのマングース防除事業の紹介（やんばる自然保護官事務所）
- ✧ 2011. 10. 国頭村主催のクイナの日祭りにてマングース防除事業の取り組みの紹介（やんばる自然保護官事務所）
- ✧ 2011. 12. マングース防除事業説明会（やんばる自然保護官事務所）
- ✧ 2012. 2. 奄美市主催「第６回奄美市まなびフェスタ・市民福祉まつり」にて、奄美自然保護官事務所、奄美マングースバスターズがパネル展示を実施（奄美自然保護官事務所）
- ✧ 2011. 7. 奄美マングースバスターズのブログ開設
  （http://amb.amamin.jp/d2011-07-21.html）（奄美自然保護官事務所）

上記のほか、各管内のビジターセンター等において、外来生物問題に関するパネル展示や防除に関する DVD の上映等を行っている。また、先に記載したとおり、各地方事務所においても特に地域に向けたパンフレットなどを作成している。例えば、九州地方環境事務所では、アライグマ防除モデル事業の成果として、パンフレット・ポスターのほか、映像やパワーポイント資料等を各県に配布しているほか、オオキンケイギクについても防除を呼びかけるチラシ等を作成・広く配布している。

また、西表石垣国立公園ではパークボランティアへの啓発と防除を兼ねてオオヒキガエルやオオキンケイギクの抜取り作業を実施している。また、石垣では、2008 年以来、毎年１回、夏期に 20 日間程度の石垣市民参加型のオオヒキガエル捕獲大作戦を開催するなど、広く参加を呼びかけた取組も実施している。

教育機関への出前授業や講義等も随時行っている。関東地方環境事務所では首都大学における講義を実施しているほか、石垣・奄美では、小中学校において環境教育の出前事業を実施し、奄美ではマングース問題のほか、オオキンケイギクやウォーターレタスについて注意喚起を実施している。

このほか、様々なイベントの機会を利用して、展示・講演・パンフレット等の配布などを実施している。

ホームページでの普及啓発

環境省ホームページ（http://www.env.go.jp/nature/intro/index.html）にて、外来生物法の条文や概要、特定外来生物リスト、特定外来生物の同定マニュアル、外来生物問題調査報告書の公開を行っている。なお、はじめに紹介した環境省作成資料は、本ＨＰで閲覧・ダウンロード可能である。

外来生物法トップページ

外来生物法子供向けページ

特定外来生物リストの各生物種詳細の概要説明ページ
【例】アライグマ

１０－４　緑化植物に関する地方公共団体の取組事例

・地方公共団体では、公共事業で使用する緑化植物等に外来種ではなく在来種を使うことを推進する内容を盛り込んでいる。

都道府県	内容	出典
北海道	道路植栽に用いる樹種は、植栽予定地域に適応するする種や道内各地域に自生する種であることや、植栽目的、環境ストレスに対する抵抗性、維持管理のしやすさ、周辺に及ぼす影響を検討したうえで選定する	北海道開発局建設部道路計画課監修、独立行政法人土木研究所寒地土木研究所(2011)北海道の道路緑化に関する技術資料（案） http://scenic.ceri.go.jp/manual.htm
秋田県	煙害跡地に造成したニセアカシア林を在来樹種に林種転換する方法を紹介	秋田県農林水産部水と緑推進課（2009）秋田県林業普及冊子No.17森林環境の保全を考えた森林管理、人と自然との共生の森づくり http://www.pref.akita.lg.jp/www/contents/1208500639094/files/sinrikankyounohozen.pdf
栃木県	良好な自然環境を通過する道路の設置に当たり、在来種による法面緑化を推進	栃木県生活環境部環境局環境政策課（2008）栃木県環境基本計画（改定版） http://www.pref.tochigi.lg.jp/kankyoseisaku/home/keikaku/archive/kankyoukihon/kihonkeikaku.p
埼玉県	在来種を使用した緑化を推進	埼玉県環境部みどり自然課（2006）埼玉県生物多様性の保全に配慮した緑化木選定基準(在来植物による緑化推進のために) http://www.pref.saitama.lg.jp/uploaded/attachment/354182.pdf
千葉県	「要注意外来生物リスト」に掲げられている種は使用しないなど、生物多様性の保全へ配慮	千葉県農林水産部森林課（2010）千葉県林地開発行為等に関する緑化技術指針 http://www.pref.chiba.lg.jp/shinrin/rinchikaihatsu/documents/ryokkagijyutusisin.pdf
東京都	緑化にあたっては三宅島の生態系及び景観に配慮し、緑化用植物を用いる場合は三宅島の地域性系統の植物を優先的に使用	三宅島災害対策技術会議 緑化関係調整部会（2004）三宅島緑化ガイドライン http://www.bousai.metro.tokyo.jp/japanese/knowledge/pdf/miyakejima/Chapter05/46_Document.pdf
神奈川県	外来植物や他地域の植物を使わない緑化工法を開発し、遺伝子攪乱を起こさない緑化に取り組む	丹沢大山自然再生計画実施状況報告(2011) http://www.pref.kanagawa.jp/uploaded/attachment/365479.pdf
福井県	法面等の緑化には、在来種を植栽し、再自然化に努める	福井県(1997)環境保全率先実行計画－エコロジカルな行政をめざして－ http://www.erc.pref.fukui.jp/sogo/d046/1997/03.html
	外来種を極力用いない植生を目指す。（できる限り国産種子及び苗を利用する。）	福井県雪対策・建設技術研究所（2004）福井県緑化マニュアル（のり面緑化編）
	できるだけ地域特性に対応した郷土樹種（その土地に自然に生育している樹種）を選定する	福井県雪対策・建設技術研究所（2004）福井県緑化マニュアル(街路樹編)
	外来植物を植栽する際には要注意植物でないことを確認する等の注意喚起	福井県自然環境課自然環境保全グループ(2011)自然再生ふくいガイドブック http://www.pref.fukui.lg.jp/doc/shizen/shizensaisei/example_d/fil/027.pdf
山梨県	在来木本種の導入を目指し、のり面緑化施工地の実態調査を実施	山梨県森林総合研究所（2010）のり面緑化施工地の実態調査、在来木本種の導入を目指して．やまなし林業普及通信No.23 http://www.pref.yamanashi.jp/shinsouken/documents/fukyuutuusin23.pdf
京都府	外来種についての注意を記述	京都府（2007）緑化計画の手引き書 http://www.pref.kyoto.jp/greenroof/resources/1173771632853.pdf
	京都府自然環境保全地域周辺で、現地で採取した種子・苗等を活用した緑化工法を採用	京都林務事務所，自然生態系保全のための在来種確保 http://www.pref.kyoto.jp/kyotorinmu/12900057.html
大阪府	植栽する植物種は、その土地の環境条件に適した、本来その土地に生育していた植物種の中から選定するよう配慮することが基本	大阪府環境農林水産部みどり・都市環境室（2009）緑化計画の作成マニュアル－大阪府自然環境保全条例に基づく建築物の敷地等における緑化を促進する制度― http://www.pref.osaka.jp/midori/midori/02manual.html

都道府県	内容	出典
兵庫県	公共事業から率先して進める外来植物の適正利用/管理を提案	兵庫県の移入種対策に向けた提案策定委員会(2005)報告書兵庫県の外来生物対策にむけた提案 http://hitohaku.jp/publications/book.html
	兵庫県が生物多様性に悪影響を及ぼす外来生物リスト(ブラックリスト)(2010)作成	兵庫県の生物多様性に悪影響を及ぼす外来生物リスト(ブラックリスト)(2010) http://www.pref.hyogo.jp/JPN/apr/topics/biodiversity/030_biotic_info/03_alien_species_blacklist.pd
	神戸市の建築物等緑化計画届においても、可能な限り「ブラックリスト」に掲載されている外来生物を用いないよう注意	神戸市(2012)建築物等の緑化計画等の届出 http://www.city.kobe.lg.jp/business/regulation/urban/building/procedure/otherreport/ryokuka.ht
和歌山県	ため池などの法面の緑化に在来種を使用	農林水産部農林水産政策局農業農村整備課、和歌山県農業農村整備事業の環境配慮に係る情報協議会，協議地区(県営一覧) http://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/070500/env/table.html
島根県	公共事業において、地域や場所の特性を表現するため、在来樹種等を選択することも検討	島根県都市計画課(1992)島根県公共事業等景観形成指針 http://www.pref.shimane.lg.jp/environment/nature/keikan/jourei/koukyousisin.html
岡山県	移入種等の対策の一つとして、外来緑化植物について、基本的考え方を整理し、適正な管理に努める	岡山県環境文化部自然環境課(2011)岡山県自然保護基本計画 http://www.pref.okayama.jp/uploaded/life/94242_308829_misc.pdf
広島県	緑の保全と緑化にあたり、樹木，樹林等の保全や在来樹種等による緑化に努める	広島県環境保全課(1991)広島県公共事業等景観形成指針 http://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/eco/h-h1-joho-index.html
愛媛県	緑化目標を達成するため導入する樹種の選定にあたり、草本種は在来種を使用し、主構成種は県内の天然生林に生育しているものから選定し、植生遷移の考え方を重視する	愛媛県土木部土木管理課，郷土種による樹林化工法(植生機材吹付)技術指針(案) http://www.pref.ehime.jp/070doboku/020gijutsukikak/00005739041124/gijyutu/index.htm
高知県	要注意外来生物については、各種の指定公園区域内や景勝地のほか、景観等条例区域内、希少動植物の生息地域などの生物多様性保全上において重要な区域では、十分な検討を要す	高知県治山林道課(2010)高知県林道法面保護工設計指針 http://www.pref.kochi.lg.jp/uploaded/life/59552_173521_misc.pdf
佐賀県	指定されて移入規制種の植栽や播種の禁止。緑化植物としては、ハリエンジュ、イタチハギ、オニウシノケグサ、外来コマツナギ、シナダレスズメガヤが規制の対象	佐賀県環境の保全と創造に関する条例 http://www.pref.saga.lg.jp/sy-contents/kenseijoho/jorei/reiki_int/reiki_honbun/q2011140001.html 県条例による移入種(外来種)規制の概要 http://www.pref.saga.lg.jp/web/kurashi/_1262/_33058/_33943/joureikiseishu.html
大分県	道路整備にあたり、周辺の自然環境に配慮し、在来種を使った法面保護などに取り組む	大分県企画振興部景観自然室(2011)生物多様性おおいた県戦略 http://www.pref.oita.jp/soshiki/13000/tayouseisennryaku.html
	大分県庁舎屋上を、大分にある里山をコンセプトに、在来種により緑化	大分県施設整備課(2009)大分県庁舎屋上緑化工事について http://www.pref.oita.jp/soshiki/18600/green.html
鹿児島県	地域環境に配慮した切土法面緑化について検討するため，既設林道法面の植生や自生植物種子の採取コストを調査し，種子量を削減した吹付試験を行った	鹿児島県林業試験場育林部(2007)地域環境に配慮した切土法面の吹付緑化．鹿児島県林試研報10:1-18 http://www.kpftc-pref-kagoshima.jp/kankoubutu/kenhou10-1.pdf
	地域環境に配慮した切土法面緑化について検討するため，既設林道法面の植生や自生植物種子の採取コストを調査し，種子量を削減した吹付試験を行った	鹿児島県林業試験場育林部(2007)地域環境に配慮した切土法面の吹付緑化．鹿児島県林試研報10:1-18 http://www.kpftc-pref-kagoshima.jp/kankoubutu/kenhou10-1.pdf
沖縄県	公共施設等について、沖縄の自然を活かし、在来種による伝統的風景を規範とした修景緑化を推進	沖縄県(2003)沖縄県環境基本計画 http://www3.pref.okinawa.jp/site/view/contview.jsp?cateid=68&id=3518&page=1
	県道白浜南風見線の道路整備事において在来種を用いた緑化計画	沖縄県土木建築部　八重山土木事務所(2009)県道白浜南風見線緑化・野生生物保全ハンドブック http://www3.pref.okinawa.jp/site/contents/attach/25840/nature_reserve_handbook_ver1.pdf